

令和 7 年度第 2 3 回庁議提案 審議・報告・その他
提出 日：令和 8 年 3 月 2 4 日
担当部・課：保健福祉部障害福祉課〔内線 2 4 7 3〕

① 件 名
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に係る手続き等の明確化について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市における小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付については、これまで国の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に準じて、平成 2 5 年 4 月から実施してきたところである。 児童福祉法の改正をうけ、国は、これまで予算事業であった本事業について、医療技術の進歩で増加した在宅療養児を生活全体で包括的に支えるため、平成 2 9 年に名称を小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業に改めた上で、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の 1 つに位置付け、法定事業化した。 同事業の法定事業化以降、本市においても、国の指針に準じて運用を行ってきたところであるが、制度の適正かつ円滑な執行を図るため、手続き等を明確化する必要が生じている。</p> <p>【目的】 国の制度に基づいて、本市における小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施に係る手続き等の明確化を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 3 節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実 1 障害者の自立と社会参加への支援を行う 石巻市第 4 次障害者計画 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 5 年 4 月 石巻市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱施行 平成 2 9 年 5 月 国において、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業に位置付け法定事業化</p>
⑤ 主な内容
<p>国の小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業）に基づき、給付対象者、用具、負担額、申請手続等について明確化するもの。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 小児慢性特定疾病児童等への日常生活用具給付について、適正な運用が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 令和 8 年度当初予算額：5 7 千円 （財源）宮城県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業補助金 1 / 2</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>全国の自治体においても国の制度に準じた運用が行われている。</p>

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和8年3月	石巻市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱廃止
4月	石巻市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱制定 (施行予定年月日：令和8年4月1日)
⑨ その他	